

資料

No. 1

雇用保険の財政運営関係資料



失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 予算	25年度 要求
収入	22,896	20,508	20,467	20,919	17,903	17,825
支出	15,907	22,481	18,221	17,946	21,217	20,764
差引剰余	6,989	▲ 1,973	2,246	2,973	▲ 3,314	▲ 2,938
積立金残高	55,821	53,870	55,746	58,719	55,405	52,581
(特例措置に基づく貸し出し額)	—	—	(370)	(370)	(370)	(256)

- (注) 1. 24・25年度の「支出」には、それぞれ予備費(24'予算：750億円、25'要求：720億円)が計上されている。
2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算：370億円)が減額されている。
3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 予算	25年度 要求
収入	5,230	5,022	5,925	6,200	5,678	5,802
(うち積立金からの借り入れ)	—	—	(370)	—	—	—
支出	5,649	10,235	7,078	6,348	6,794	5,802
(うち積立金への繰入)	—	—	—	—	—	(114)
差引剰余	▲ 419	▲ 5,212	▲ 1,153	▲ 148	▲ 1,116	0
安定資金残高	10,260	5,048	3,895	3,747	2,631	2,631
(積立金からの借り入れを行わない場合)	—	—	(3,525)	(3,377)	(2,261)	(2,375)

- (注) 1. 24年度及び25年度の「支出」には、それぞれ予備費(24'予算：310億円、25'要求：220億円)が計上されている。
 2. 22年度の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額(22'決算：370億円)が含まれている。
 3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

支出のうち雇用調整助成金の額			
23年度補正後予算	23年度決算	24年度当初予算	25年度概算要求
11,138	2,366	2,033	1,175

雇用保険料及び国庫負担の推移

	雇 用 保 険 料			国庫負担率 (基本手当)
	失業等給付保険料率 (労使折半)	二事業保険料率 (使用者負担)		
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		↓
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		↓
(昭34)	↓	↓		$\frac{1}{4}$
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		↓
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		↓

雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	↓
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	↓	22.5% ($\frac{1}{4} \times 0.9$)
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	20.0% ($\frac{1}{4} \times 0.8$)
(平10)	↓	↓	↓	14.0% ($20.0\% \times 0.7$)
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	↓	$\frac{1}{4}$
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	↓	↓
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(平19)	$\frac{15.0}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	13.75% ($\frac{1}{4} \times 0.55$)
(平21)	$\frac{11.0}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正) (注4)	↓	(注5)
(平22)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(平23)	↓	↓	↓	↓
(平24)	$\frac{13.5}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$ (法改正・弾力)	↓	↓

- (注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。
- (注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。
- (注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。
- (注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。
- (注5) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険料率は、原則17.5/1000（失業等給付分 14/1000（労使折半）、二事業分 3.5/1000（事業主負担））
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。（弾力条項）

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 10/1000 \text{まで})$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 18/1000 \text{まで})$$

〔 ※ 23年度決算額による計算 = 3.78 → 平成25年度の保険料率を10/1000まで引下げ可能 〕

注：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金} - \text{失業等給付の積立金からの受入金残額}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 3/1000 \text{まで})$$

〔 ※ 23年度決算額による計算 = 0.46 〕

注：「雇用保険二事業への繰入金残額(失業等給付の積立金からの受入金残額)」

= 「失業等給付からの借入金(平成22年度～25年度に限る。)の総額」 - 「失業等給付の積立金への返済金の総額」

雇用保険制度における弾力条項について（参照条文）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第12条第5項及び第8項）

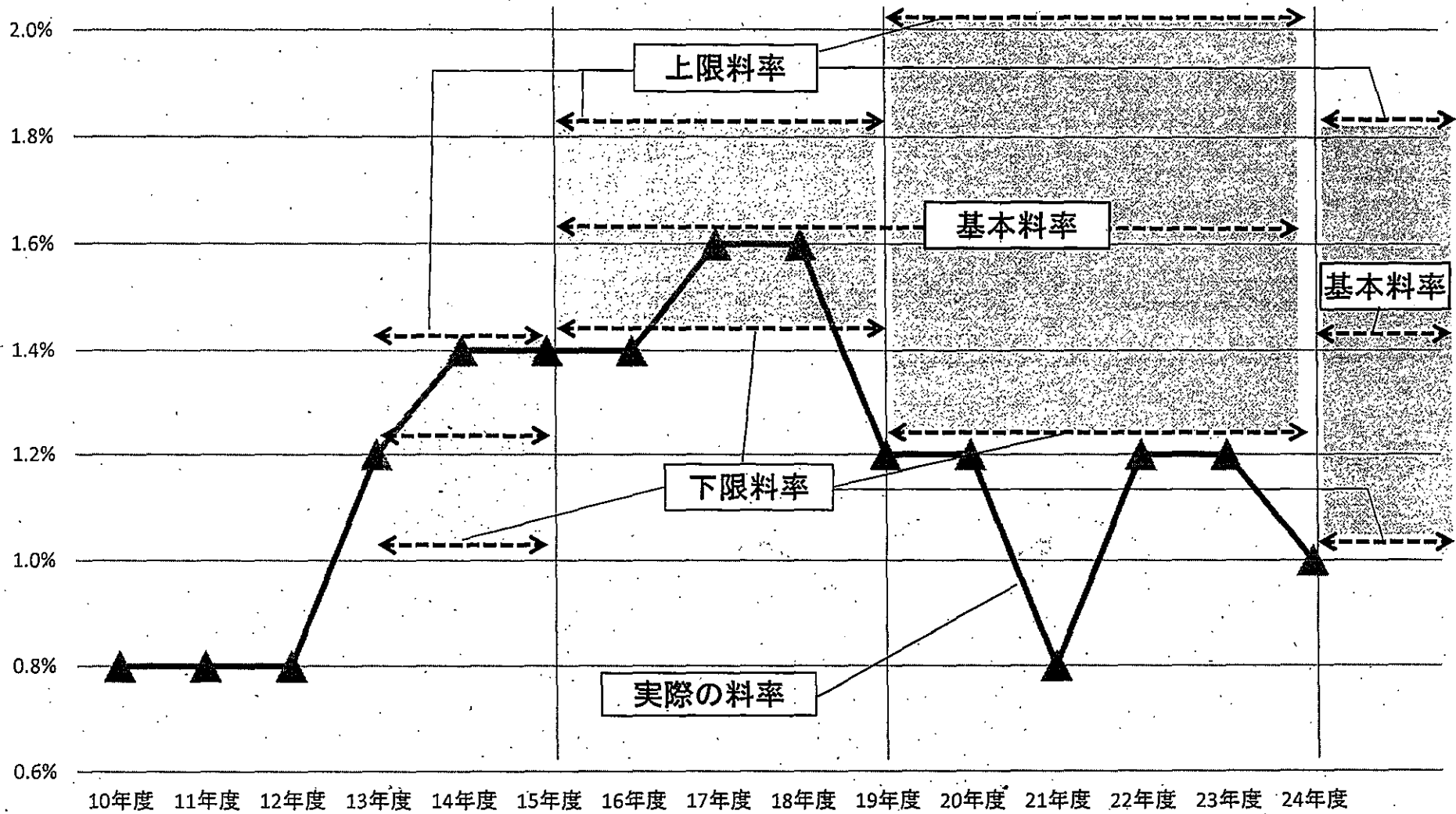
失業等給付に係る弾力条項

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額（以下この項において「失業等給付額等」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

雇用保険二事業に係る弾力条項

- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

失業等給付にかかる保険料率の推移



平成25年度雇用保険料率（案）について

1 失業等給付について

- 平成23年度決算の積立金残高等が弾力条項を発動する要件を満たしていることから、
 - ・平成25年度の保険料率は平成24年度に引き続き1.0%（弾力条項の下限）とし、
 - ・支出について、①25年度概算要求ベースと②25年度からさらに悪化して推移するケースを想定して、今後5年間の財政収支の試算を行う。
- ※国庫負担については、①原則（1/4）と②現行（原則の55%）の2つのケースで試算を行う。

2 雇用保険二事業について

- 平成23年度決算の雇用安定資金等が弾力条項を発動する要件を満たしていないことから、
 - ・平成25年度の保険料率は平成24年度に引き続き0.35%とし、
 - ・支出について、①平成25年度概算要求ベースと②雇用調整助成金が平成26年度以降毎年度減少するケース
- を想定して、今後5年間の財政収支の試算を行う。

総括表

失業等給付の財政収支の試算（平成25年度～平成29年度）

雇用情勢	支出水準	国庫負担 (25年度以降)	保険料率					積立金残高 (29年度末)	備考	
			(24年度)	(25年度)	(26年度)	(27年度)	(28年度)			(29年度)
ケースA ※ 支出が25年度概算要求ベースで推移するケース	・24年度 - 24年度予算 ・25年度以降 - 25年度概算要求	原則 (1/4)	1.0%	1.0% →					約4.9兆円	(ケースA-1)
		現行 (1/4×0.55) ※	1.0%	1.0% →					約4.1兆円	(ケースA-2)
ケースB ※ 支出が25年度から、さらに悪化（約3千億円増）して推移するケース	・24年度 - 24年度予算 ・25年度以降 - 25年度概算要求 + 3千億円増	原則 (1/4)	1.0%	1.0% →			1.4%	約4.4兆円	(ケースB-1)	
		現行 (1/4×0.55) ※	1.0%	1.0% →		1.4% →		約4.0兆円	(ケースB-2)	

※国庫負担については、平成19年の雇用保険改正により暫定的に引き下げられている。

ケースA-1

失業等給付の収支試算

(国庫負担が原則(25%)のケース)
(料率が25年度以降1.0%)

(単位:億円)

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
収入	20,919	17,903	19,421	19,421	19,421	19,421	19,421
支出	17,946	21,217	20,764	20,764	20,764	20,764	20,764
差引剰余	2,973	▲ 3,314	▲ 1,343	▲ 1,343	▲ 1,343	▲ 1,343	▲ 1,343
積立金残高	58,719	55,405	54,177	52,834	51,491	50,148	48,805
弾力倍率	3.78倍	2.81倍	2.93倍	2.85倍	2.78倍	2.71倍	2.64倍

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
保険料率	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%

(注1) 収入は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度は概算要求額(事項要求含む)、26年度以降は1,000分の1当たり保険料(25'要求ベース)×保険料率を主として算出しており、支出は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。

(注2) 26年度以降の求職者支援制度に係る収入及び支出については、25年度概算要求額(事項要求含む)と同額を計上している。

(注3) 23年度及び24年度の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業を支弁するために必要な額として370億円、25年度以降の積立金残高は、同様に256億円が減額されている。

ケースA-2

失業等給付の収支試算

(国庫負担が現行(13.75%)のケース)

(料率が25年度以降1.0%)

(単位:億円)

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (要求)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
収入	20,919	17,903	17,825	17,825	17,825	17,825	17,825
支出	17,946	21,217	20,764	20,764	20,764	20,764	20,764
差引剰余	2,973	▲ 3,314	▲ 2,938	▲ 2,939	▲ 2,939	▲ 2,939	▲ 2,939
積立金残高	58,719	55,405	52,581	49,642	46,703	43,764	40,825
弾力倍率	3.78倍	2.81倍	2.76倍	2.60倍	2.44倍	2.29倍	2.13倍

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (要求)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
保険料率	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%

(注1) 収入は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度は概算要求額、26年度以降は1,000分の1当たり保険料(25年度要求ベース)×保険料率を主として算出しており、支出は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。

(注2) 26年度以降の求職者支援制度に係る収入及び支出については、25年度概算要求額と同額を計上している。

(注3) 23年度及び24年度の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業を支弁するために必要な額として370億円、25年度以降の積立金残高は、同様に256億円が減額されている。

ケースB-1

失業等給付の収支試算

(支出が25年度概算要求からさらに悪化(約3千億円増)して推移するケース)
(国庫負担が原則(25%)、料率が25年度以降1.0%(29年度以降1.4%))

(単位:億円)

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
収入	20,919	17,903	20,171	20,171	20,171	20,171	26,438
支出	17,946	21,217	23,764	23,764	23,764	23,764	23,764
差引剰余	2,973	▲ 3,314	▲ 3,593	▲ 3,593	▲ 3,593	▲ 3,593	2,674
積立金残高	58,719	55,405	51,927	48,334	44,741	41,148	43,822
弾力倍率	3.78倍	2.81倍	2.32倍	2.15倍	1.99倍	1.82倍	2.23倍

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
保険料率	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.4%

- (注1) 収入は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度は概算要求額(事項要求含む)、26年度以降は1,000分の1当たり保険料(25年度要求ベース)×保険料率を主として算出しており、支出は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度以降は概算要求ベースに支出が約3千億円増加すると仮定して計上している。
- (注2) 26年度以降の求職者支援制度に係る収入及び支出については、25年度概算要求額(事項要求含む)と同額を計上している。
- (注3) 23年度及び24年度の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業を支弁するために必要な額として370億円、25年度以降の積立金残高は、同様に256億円が減額されている。

ケースB-2

失業等給付の収支試算

(支出が25年度概算要求からさらに悪化(約3千億円増)して推移するケース)
 (国庫負担が現行(13.75%)、料率が25年度以降1.0%(28年度以降1.4%))

(単位:億円)

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
収 入	20,919	17,903	18,238	18,238	18,238	24,505	24,505
支 出	17,946	21,217	23,764	23,764	23,764	23,764	23,764
差 引 剰 余	2,973	▲ 3,314	▲ 5,526	▲ 5,526	▲ 5,526	741	741
積 立 金 残 高	58,719	55,405	49,994	44,468	38,942	39,683	40,424
弾 力 倍 率	3.78倍	2.81倍	2.14倍	1.88倍	1.63倍	1.95倍	1.99倍

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
保 険 料 率	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.4%	1.4%

(注1) 収入は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度は概算要求額、26年度以降は1,000分の1当たり保険料(25'要求ベース)×保険料率を主として算出しており、支出は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度以降は概算要求ベースに支出が約3千億円増加すると仮定して計上している。

(注2) 26年度以降の求職者支援制度に係る収入及び支出については、25年度概算要求額と同額を計上している。

(注3) 23年度及び24年度の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業を支弁するために必要な額として370億円、25年度以降の積立金残高は、同様に256億円が減額されている。

ケースA

雇用保険二事業の収支試算

(雇用調整助成金の支給額が25年度要求ベースで推移するケース)

(単位：億円)

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (要求)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
収入	6,200	5,678	5,802	5,802	5,802	5,802	5,802
うち積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—
支出	6,348	6,794	5,802	5,688	5,688	5,688	5,688
うち雇用調整助成金	(2,366)	(2,033)	(1,175)	(1,175)	(1,175)	(1,175)	(1,175)
差引剰余	▲ 148	▲ 1,116	0	114	114	114	114
				(注)26～28年度の剰余を積立金へ返済すれば返済完了。			
安定資金残高	3,747	2,631	2,631	2,745	2,859	2,973	3,088
弾力倍率	0.46倍	0.17倍	0.40倍	0.42倍	0.44倍	0.46倍	0.48倍

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (要求)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
保険料率	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%

(注1) 収入は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度は概算要求額、26年度以降は1000分の1当たり保険料(25'要求ベース)×保険料率にて算出しており、支出は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度以降は雇用調整助成金の支出が25年度概算要求額ベースで推移するものとして仮定。

(注2) 保険料率は23年度以降、基本料率0.35%として計算している。また、1000分の1当たり保険料は、25年度以降、同額と仮定して計算している。

(注3) 25年度要求の支出には、積立金への繰入額114億円が含まれている。

ケースB

雇用保険二事業の収支試算

(雇用調整助成金の支給額が26年度から月平均7%ずつ減少するケース)

(単位：億円)

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (要求)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
収入	6,200	5,678	5,802	5,802	5,802	5,802	5,802
うち積立金からの受入	—	—	—	—	—	—	—
支出	6,348	6,794	5,802	5,270	4,830	4,646	4,568
うち雇用調整助成金	(2,366)	(2,033)	(1,175)	(757)	(317)	(133)	(55)
差引 剰 余	▲ 148	▲ 1,116	0	533	973	1,157	1,234
(注)26年度の剰余を積立金へ返済すれば返済完了。							
安定資金残高	3,747	2,631	2,631	3,163	4,136	5,293	6,526
弾 力 倍 率	0.46倍	0.17倍	0.40倍	0.57倍	0.83倍	1.07倍	1.31倍

	23年度 (実績)	24年度 (予算)	25年度 (要求)	26年度 (試算)	27年度 (試算)	28年度 (試算)	29年度 (試算)
保 険 料 率	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%	0.35%

- (注1) 収入は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度は概算要求額、26年度以降は1000分の1当たり保険料(25'要求ベース)×保険料率にて算出しており、支出は23年度は実績額、24年度は予算額、25年度は概算要求額、26年度以降は雇用調整助成金の支出が月平均7%ずつ減少するものとして仮定。
- (注2) 保険料率は23年度以降、基本料率0.35%として計算している。また、1000分の1当たり保険料は、25年度以降、同額と仮定して計算している。
- (注3) 25年度要求の支出には、積立金への繰入額114億円が含まれている。